

## 高圧ガス保安法に関する手数料一覧

### 1 製造許可申請（高圧ガスの製造に係る許可の申請）

区 分		単 位	金 額
設 備	処理容積又は冷凍能力		
法第5条第1項第1号に該当する者が使用する設備（当該者が <u>移動式製造設備のみを使用する場合を除く。</u> ）	1,000万立方メートル以上	1 件	560,000 円
	100万立方メートル以上	1 件	340,000 円
	1,000万立方メートル未満	1 件	220,000 円
	50万立方メートル以上		
	100万立方メートル未満	1 件	140,000 円
	10万立方メートル以上		
	50万立方メートル未満	1 件	110,000 円
	2万5,000立方メートル以上		
	10万立方メートル未満	1 件	86,000 円
	5,000立方メートル以上		
2万5,000立方メートル未満	1 件	68,000 円	
1,000立方メートル以上			
5,000立方メートル未満	1 件	54,000 円	
200立方メートル以上			
1,000立方メートル未満	1 件	31,000 円	
100立方メートル以上			
200立方メートル未満			
法第5条第1項第1号に該当する者が <u>移動式製造設備のみを使用する場合</u> の当該設備	1,000万立方メートル以上	1 件	91,000 円
	500万立方メートル以上	1 件	75,000 円
	1,000万立方メートル未満	1 件	60,000 円
	100万立方メートル以上		
	500万立方メートル未満	1 件	44,000 円
	50万立方メートル以上		
	100万立方メートル未満	1 件	27,000 円
	10万立方メートル以上		
	50万立方メートル未満	1 件	21,000 円
	2万5,000立方メートル以上		
	10万立方メートル未満	1 件	16,000 円
	5,000立方メートル以上		
	2万5,000立方メートル未満	1 件	13,000 円
1,000立方メートル以上			
5,000立方メートル未満	1 件	11,000 円	
200立方メートル以上			
1,000立方メートル未満	1 件	7,400 円	
100立方メートル以上			
200立方メートル未満			

	「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第37条の4第1項の許可を受けている場合	1件	6,000円
法第5条第1項第2号に該当する者が使用する設備（ <u>冷凍設備</u> ）	3,000トン以上	1件	110,000円
	1,000トン以上3,000トン未満	1件	87,000円
	300トン以上1,000トン未満	1件	68,000円
	100トン以上300トン未満	1件	54,000円
	20トン以上100トン未満	1件	36,000円

2 製造変更許可申請（高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更に係る許可の申請）

区 分		単位	金額
設備	処理容積又は冷凍能力の変更内容		
法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者が使用する設備（当該者が <u>移動式製造設備のみを使用する場合を除く。</u> ）を変更する場合	1,000万立方メートル以上の増加	1件	370,000円
	100万立方メートル以上	1件	220,000円
	1,000万立方メートル未満の増加		
	50万立方メートル以上	1件	150,000円
	100万立方メートル未満の増加		
	10万立方メートル以上	1件	93,000円
	50万立方メートル未満の増加		
	2万5,000立方メートル以上	1件	69,000円
	10万立方メートル未満の増加		
	5,000立方メートル以上	1件	61,000円
	2万5,000立方メートル未満の増加		
	1,000立方メートル以上	1件	57,000円
	5,000立方メートル未満の増加		
200立方メートル以上	1件	39,000円	
1,000立方メートル未満の増加			
200立方メートル未満の増加	1件	26,000円	
その他	1件	16,000円	
法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者が <u>移動式製造設備のみを使用する場合</u> の当該設備を変更する場合	1,000万立方メートル以上の増加	1件	65,000円
	500万立方メートル以上	1件	53,000円
	1,000万立方メートル未満の増加		
	100万立方メートル以上	1件	44,000円
	500万立方メートル未満の増加		
50万立方メートル以上	1件	31,000円	
100万立方メートル未満の増加			

	10万立方メートル以上 50万立方メートル未満の増加	1件	18,000円
	2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満の増加	1件	14,000円
	5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満の増加	1件	12,000円
	1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の増加	1件	9,200円
	200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の増加	1件	8,200円
	200立方メートル未満の増加	1件	5,100円
	その他	1件	3,200円
法第5条第1項第2号 に該当する同項の許可 を受けた者が使用する 設備を変更する場合 ( <u>冷凍設備</u> )	3,000トン以上の増加	1件	69,000円
	1,000トン以上3,000トン未満の増加	1件	62,000円
	300トン以上1,000トン未満の増加	1件	55,000円
	100トン以上300トン未満の増加	1件	38,000円
	100トン未満の増加	1件	30,000円
	その他	1件	16,000円

3 第1種貯蔵所設置許可申請（第1種貯蔵所の設置に係る許可の申請）

単位	金額
1件	25,000円

4 第1種貯蔵所変更許可申請

（第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事に係る許可の申請）

変更の内容	単位	金額
変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加	1件	14,000円
その他	1件	11,000円

5 製造完成検査（高圧ガスの製造のための施設に係る完成検査）

単位	金額
1件	1の表（製造許可申請）に掲げる者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額 （法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）

6 第1種貯蔵所に係る完成検査

単位	金額
1件	18,750円

7 製造変更完成検査（高圧ガスの製造のための施設の変更に係る完成検査）

単位	金額
1件	2の表（製造変更許可申請）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額 （法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）

8 第1種貯蔵所の変更の完成検査

単位	金額
1件	4の表（第1種貯蔵所変更許可申請）に掲げる変更の内容の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額

9 輸入検査（輸入をした高圧ガス及びその容器の検査）

容器の容積	単位	金額
1,000立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量10トン以上）	1件	27,000円
300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満）	1件	21,000円
300立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン未満）	1件	13,000円

10 保安検査（特定施設の保安検査）

設備	区分	単位	金額
	処理容積又は冷凍能力		
法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者が使用する設備（当該者が移動式製造設備のみを使用する場合を除く。）	1,000万立方メートル以上	1件	610,000円
	100万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満	1件	370,000円
	50万立方メートル以上 100万立方メートル未満	1件	250,000円
	10万立方メートル以上 50万立方メートル未満	1件	150,000円
	2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満	1件	120,000円

	5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満	1件	95,000円
	1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満	1件	75,000円
	200立方メートル以上 1,000立方メートル未満	1件	60,000円
	100立方メートル以上 200立方メートル未満	1件	33,000円
法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者が <b>移動式製造設備のみを使用する場合</b> の当該設備	1,000万立方メートル以上	1件	95,000円
	500万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満	1件	80,000円
	100万立方メートル以上 500万立方メートル未満	1件	64,000円
	50万立方メートル以上 100万立方メートル未満	1件	47,000円
	10万立方メートル以上 50万立方メートル未満	1件	31,000円
	2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満	1件	22,000円
	5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満	1件	20,000円
	1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満	1件	15,000円
	200立方メートル以上 1,000立方メートル未満	1件	12,000円
	100立方メートル以上 200立方メートル未満	1件	7,700円
法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者が使用する設備（ <b>冷凍設備</b> ）	3,000トン以上	1件	120,000円
	1,000トン以上3,000トン未満	1件	95,000円
	300トン以上1,000トン未満	1件	76,000円
	100トン以上300トン未満	1件	60,000円
	20トン以上100トン未満	1件	42,000円

11 容器検査（高圧ガスを充てんするための容器の検査又は再検査）

区 分		単 位	金 額
容 器	内 容 積		
温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器	1,000リットル以上 (容器検査を除く。)	1個	16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額
	500リットル以上1,000リットル未満	1個	16,000円
	500リットル未満	1個	6,600円
繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）	150リットル以上	1個	320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額
	30リットル以上150リットル未満	1個	320円
	5リットル以上30リットル未満	1個	260円
	1リットル以上5リットル未満	1個	160円
	1リットル未満	1個	150円
高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器又は繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器若しくは圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。）	30リットル以上	1個	210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額
	5リットル以上30リットル未満	1個	210円
	1リットル以上5リットル未満	1個	160円
	1リットル未満	1個	140円
その他の容器	1,000リットル以上 (容器検査を除く。)	1個	7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額
	500リットル以上1,000リットル未満	1個	7,100円

	150リットル以上500リットル未満	1個	800円
	30リットル以上150リットル未満	1個	210円
	5リットル以上30リットル未満	1個	170円
	1リットル以上5リットル未満	1個	110円
	1リットル未満	1個	80円

12 附属品検査（高圧ガスを充てんする容器に係る附属品検査又は附属品再検査）

区 分		単 位	金 額
検査対象	内容積		
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、 圧縮水素自動車燃料装置用容器又は 圧縮水素運送自動車用容器に装置さ れる附属品	150リットル以上	1個	31円
	150リットル未満	1個	24円
その他の容器に装置される附属品	1,000リットル以上（高圧 ガス容器附属品検査を除 く。）	1個	1,100円
	500リットル以上1,000リ ットル未満	1個	540円
	500リットル未満	1個	21円

13 容器検査所の登録又は登録の更新

単 位	金 額
1件	16,000円

14 容器のガス種・圧力の変更

（容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等）

単 位	金 額
1件（1本）	1,400円

15 証明書の交付

単 位	金 額
1通	300円